

南砺市社会福祉協議会 ふれあいいきいきサロン事業「定期交流型」実施要綱

1. 目的

この事業は、地域の身近な場所で、参加者一人ひとりが主役となり自らの交流サロンをつくり、参加者相互の交流により介護予防と健康増進を図り、健康でいきいきとした日常生活を送ることを目的とする。また、地域の中でのふれあいや助け合い推進の拡大をねらいとする。

2. 活動内容

活動内容は、主に下記の①～⑥があげられ、これらの活動を半日または一日の日程の中で参加者の希望を取り入れながら組み合わせて実施する。

- ① 生活指導・・・参加者が日常生活において快適で生きがいのある生活を営めるよう生活指導を行う。例：講師による講話（介護保険、食生活、健康づくり、寝たきり予防、交通安全、園芸等）、僧侶による法話、福祉サービス相談等
- ② レクリエーション活動・・・さまざまな身体活動を通して家庭での日常生活に必要な基礎的動作訓練及び機能低下防止のための訓練を行う。例：（健康）体操、ゲーム、軽スポーツ、物づくり（手芸、裁縫、工作等）、調理、合唱等
- ③ 休 養・・・高齢者が身体的、精神的な疲労の回復と気分転換を図れるよう休養の機会をつくる。例：懇談（おしゃべり）、昼寝等
- ④ 健康チェック・・・健康相談、血圧測定等
- ⑤ 会 食・・・参加者による会食（昼食）
- ⑥ そ の 他・・・世代間交流（保育園児、他団体等）、散策等

3. 対象団体

おおむね 65 歳以上の高齢者の参加者数が 5 人以上で、年間 24 回以上前項の活動を行う南砺市内の地域住民グループ。

4. 開催場所

公民館など、参加者が徒歩などで集まりやすい場所で開催することを原則とする。ただし、市内での活動に限る。

なお、地区単位開催サロンについては、開催場所を巡回するものは認めない。

5. 助成金

助成額は別表 1 基準額の開催回数分を上限とする。ただし、年間 50 回を上限とする。

この助成金対象となる経費は、別表 2 のとおりとする。なお、実費相当額は参加者負担とし、食材費等は助成金対象外とする。

また、サロンの開催回数や年間平均人数に変更がある場合は、申請に基づき、助成金の増額、返金を行なう。

6. 交付時期

交付決定通知後、助成金申請額が 1 2 万円までは、6 月に指定口座に送金することとする。

ただし、申請額が 1 2 万 1 円以上のものは、6 月に申請概算額の 7 割、1 月に申請概算額の 3 割

指定口座に送金することとする。

7. 附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

別表1

「定期交流型」助成金基準額表

年間平均参加者数	1回あたりの基準額	
	集落単位での開催	地区単位での開催
5人以上20人まで	3,000円	10,000円
21人以上	5,000円	

別表2

助成金対象経費

科目	内容
諸謝金	講師の謝礼、お礼としての菓子箱
印刷製本費	印刷代、写真の現像代
消耗品	参加者全体で使用する消耗品代 安価な景品や参加品 サロン運営のための事務用品 など
通信運搬費	切手代、ハガキ、電話料
飲料費	水分補給のための飲物代（助成金の1割を限度）
会場使用料	公民館の使用料、市内施設の部屋代
水道光熱費	ガス使用料、灯油代
研修費	サロン研修の参加費
その他	固定のサロン会場までのタクシー代
	地区単位での開催のみ ・送迎自動車代（37円/km） ・月平均3.5回以上開催する場合のみ費用弁償代 〔1人1回400円、開催1回あたり2,000円を限度とする。〕

※飲料費に「アルコール類」は認められません。